

# 標準貨物自動車利用運送約款

(平成二年十一月二十六日運輸省告示五百七十九号)

最終改正・令和六年八月三十日国土交通省告示第百二十号

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 利用運送業務等(第三条・第四条)
第一節 利用運送の申込み及び引受け(第五条・第六条)
第二節 積付け(第七条)
第三節 貨物の受取及び引渡し(第八条)

第一条 総則  
当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送の事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する事業をいう。)を行います。

第二条 利用運送業務等  
当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第三章 積込み又は取卸し等(第五十一条・第五十四条)

第一条 総則  
当店は、前項の規定により点検をした場合において、当店は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

第二条 利用運送の申込み及び引受け(第五条)

第三条 受付日時  
当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第四条 利用運送の順序  
当店は、前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第五条 引渡期間  
当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算しました期間とします。

第六条 利用運送の申込み  
当店に貨物の利用運送を申込む者(以下「申込書」といいます。)は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。

第七条 運送の申込み  
当店に貨物の利用運送を申込む者は、荷造りの種類及び個数を申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号(以下「運賃、料金等」という。)の支払方法(アバート他の高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。)及び運送の種別を提出しなければなりません。

第八条 運送の申込み  
当店に貨物の利用運送を申込む者は、荷造りの種類及び個数を申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号(以下「運賃、料金等」という。)の支払方法(アバート他の高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。)及び運送の種別を提出しなければなりません。

第九条 運送の申込み  
当店に貨物の利用運送を申込む者は、荷造りの種類及び個数を申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号(以下「運賃、料金等」という。)の支払方法(アバート他の高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。)及び運送の種別を提出しなければなりません。

第十条 高価品及び貴重品  
この約款において高価品とは、次に掲げるものとします。

第十一條 運送の扱種別等不明の場合  
当店は、荷送人(第七条第一項の利用運送に規定する積込料又は取卸料及び第十五条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)が利用運送の申込みをするにあたり、運送の扱種別その他の貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつては、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対する不備による損害を負担することがあります。

第十二條 荷造り  
荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えるよう荷造りをしなければなりません。

第十三條 外装表示等  
荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすくなるおそれのある貨物については、あらかじめその旨を当店に通知するとともに、その品名、性質その他の利用運送を引き受けたときは、前項各号に掲げてあることができます。

第十四條 危険品の運送  
当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物に対する利用運送を引き受けたときは、前項各号に掲げてあることを請求することができます。

第十五条 代替運送  
当店は、荷送人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができます。この場合において、申込者は、当該利用運送申込書を提出したものとみなします。

第十六条 利用運送の引受け  
当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該利用運送を引き受けたときは、次に掲げた事項を記載した利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書を交付します。

第十七条 利用運送  
当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該利用運送を引き受けたときは、次に掲げた事項を記載した利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書を交付します。

第十八条 利用運送の申込み  
当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の

利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

第二節 積付け  
書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとあります。この場合において、当店は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

第三節 貨物の受取及び引渡し  
当店は、前項の規定により点検をした場合において、当店は、前項の場合は、その積荷の種類及び性質を通じることを申込者に求めることとあります。この場合において、当店は、当該利用運送引受書を交付したところに異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。

第四節 指図  
当店は、前項の規定により点検をした場合において、当店は、前項の場合は、その積荷の種類及び性質を通じることを申込者に求めることとあります。この場合において、当店は、当該利用運送引受書を交付したところに異ならないときは、申込者が告げたことに疑いがあるときは、その立会いの上で、これを点検することがあります。

第五節 運賃、料金等(第二十一条・第三十七条)

第六節 運賃、料金等(第二十二条)

第七節 貨物の受取及び引渡し(第八条)

第八節 貨物の種類及び性質の確認(第九条)

第九節 利用運送の申込み及び引受け(第五条・第六条)

第十節 利用運送業務等(第三条・第四条)

第十一節 利用運送の申込み(第五条)

第十二節 利用運送の申込み(第六条)

第十三節 利用運送の申込み(第七条)

第十四節 利用運送の申込み(第八条)

第十五節 利用運送の申込み(第九条)

第十六節 利用運送の申込み(第十条)

第十七節 利用運送の申込み(第十一条)

第十八節 利用運送の申込み(第十二条)

第十九節 利用運送の申込み(第十三条)

第二十条 利用運送の申込み(第十四条)

第二十一条 利用運送の申込み(第十五条)

第二十二条 利用運送の申込み(第十六条)

第二十三条 利用運送の申込み(第十七条)

第二十四条 利用運送の申込み(第十八条)

第二十五条 利用運送の申込み(第十九条)

第二十六条 利用運送の申込み(第二十条)

第二十七条 利用運送の申込み(第二十一条)

第二十八条 利用運送の申込み(第二十二条)

第二十九条 利用運送の申込み(第二十三条)

第三十条 利用運送の申込み(第二十四条)

第三十一条 利用運送の申込み(第二十五条)

第三十二条 利用運送の申込み(第二十六条)

第三十三条 利用運送の申込み(第二十七条)

